

議案第 87 号

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 9 月 10 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正による延滞金の利率の改定等に伴い、この条例を定めようとする。

関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和31年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「規定する延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

(関市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 関市後期高齢者医療に関する条例（平成20年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「規定する延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を

「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（関市介護保険条例の一部改正）

第3条 関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「規定する延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（関市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第4条 関市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年関市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条」を「次条」に、「同条」を「、同条」に改め、「対し」を削り、「の割合で計算して」を「を乗じて」に改める。

第6条第3項中「納付期日等」を「納期限等」に改める。

第11条中「納付期日」を「納期限」に、「期日に応じ年」を「期間の日数

に応じ、年」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第4条中関市下水道事業受益者負担に関する条例第4条、第6条第3項及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例、第2条の規定による改正後の関市後期高齢者医療に関する条例、第3条の規定による改正後の関市介護保険条例及び第4条の規定による改正後の関市下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。